

平成30年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 監査のテーマ | 業務継続計画（BCP）に関する事務について |
| 3 監査対象 | 危機管理監危機管理室 |
| 4 監査実施期間 | 平成31年 2月 4日 |
| 5 監査結果報告 | 平成31年 3月18日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【危機管理室】

<p>(1) 本市BCPの運用体制について 本市BCPは、策定時に「PDCAサイクルに基づく継続的改善を推進することにより、業務継続の向上を図る」とされているが、その後の状況を見ると、訓練・検証が実施されておらず、結果として見直しが行われていない。このことについて、BCPの有用性に疑問があったのか、危機管理室の体制に起因するものなのか、原因を明らかにし、今後の継続的改善につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 元年6月18日 BCPの運用体制について、見直しの必要性を認識していたが、策定後の引き継ぎが円滑に行われていなかったことから、適切な運用ができていなかった。 今後については、被害想定の見直しや機構改革に伴う部局名の変更などを反映した時点修正を早急を実施する。また、令和2年度にBCPの改訂業務の委託を予定しており、その中で内閣府が作成しているガイドラインにある業務継続に必須な6要素を取り入れた見直しをしていく。今後の継続的改善については、訓練や説明会等を定期的に行い、PDCAサイクルが機能するよう運営体制についても改善していく。</p>
--	--

平成30年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政事務の執行についての監査（行政監査）
2 監査のテーマ	業務継続計画（BCP）に関する事務について
3 監査対象	危機管理監危機管理室
4 監査実施期間	平成31年 2月 4日
5 監査結果報告	平成31年 3月18日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【危機管理室】

<p>(1) 被害想定について 南海トラフ地震の被害想定について、地域防災計画では、三重県が発表した最新の南海トラフ地震の被害想定結果（平成26年3月）を使用しているが、本市BCPでは使用しておらず、被害想定が古く津波被害も想定していない。本市BCPにおける地震の被害想定について、早期に見直しを行うこと。また、風水害被害について危機事象として想定しておらず、自然災害一般を危機事象として想定することも検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 5月28日 本市BCPにおける地震の被害想定とそれに基づく、職員の参集状況等、令和2年度に専門的機関へ業務委託し、見直しを行う予定である。（令和2年度推進計画事業の予定） なお、風水害被害における本市BCPの内容は、地震時のBCPの内容に包括するよう見直すこととしている。</p>
<p>(2) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制〔重要6要素〕 ア 職員の参集状況把握調査を平成22年度に行っているが、津波を想定しないなど、前提とする被害想定が古く、再調査を行うこと。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 5月28日 令和2年度に専門的機関へ業務委託し、津波を想定した職員の参集状況について再度調査を行う予定である。</p>
<p>イ 災害時に重要な意思決定に支障を生じないよう、市長及び代行順位の高い職員との具体的な連絡方法を確保しておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 5月28日 市長、副市長並びに特別本部員への連絡方法については、事前に定めている連絡網により行うこととしている。 また、災害時に重要な意思決定に支障が生じないよう代行順位を9番目まで定めており、具体的な連絡方法の確保についてマニュアルに明記していく。</p>
<p>ウ 災害時には、職員は市民の生命、財産を守るのが第一の任務であるが、本市BCPにおいて、参集困難な事由の一つとして、職員及び家族の被災を挙げている。本市BCPの見直しにあたっては、さらに家族構成の把握などの細かな配慮も行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年 5月28日 本市BCPにおける地震の被害想定とそれに基づく、職員の参集状況について、職員及び家族の被災により参集が困難になることを踏まえ、職員の家族構成についても令和2年度に行う予定である専門的機関への業務委託の中で検討する。</p>

<p>エ 職員参集率の想定根拠に現実性がない。本市BCPの見直しにあたっては、職員やその家族が被災するケースや居住地がどこであるのかの地理的な要因など参集遅延となり得るさまざまな要素を検討するとともに、職員の平常時の通勤所要時間も把握し、精度向上を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年5月28日 職員参集率の想定根拠は、種々考えられる。職員やその家族が被災するケース、居住地がどこであるのかの地理的な要因など参集遅延となり得るさまざまな要素を令和2年度の専門的機関への業務委託の中で検討することとしている。</p>
<p>オ 災害時の職員参集召集については、必要なときに必要な人員を確保することが重要であり、部局ごとに応急対策業務と通常業務の必要人員をローテーションなどにより効率よく配置することができる体制を構築すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年5月28日 災害時は、必要なときに必要な人員を確保することが重要であり、必要人員のローテーションについて令和2年度の専門的機関への業務委託の中で検討し、ローテーションで人員を確保できない場合は、専門的機関へ併せて業務委託する受援計画の中でその体制の構築について検討することとしている。</p>
<p>カ 災害時の職員参集時間を短縮するため、参集する職員に対し、参集に支障となる被災情報を提供することができる体制についても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年5月1日 職員の参集に際して支障となる道路の寸断、橋の崩落等の情報は、災害対策本部から市安全安心防災メールや防災行政無線などにより職員へ周知し、職員参集時間の短縮に努めることとしている。</p>
<p>(3) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定〔重要6要素〕 本市BCPでは津波被害の想定をしておらず、本庁舎が使用できなくなること想定していない。なお、災害対策本部については、万一、市役所本庁舎が被災し、その機能が果たせなくなった場合の代替施設として総合会館を候補に上げるとともに、災害対策活動要領では、免震構造で耐震対策がされており、津波浸水被害の想定もない中消防署中央分署を候補としている。同様に、他の非常時優先業務を行う代替庁舎についても検討を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年5月28日 地震で本庁舎が使用できない場合や、津波で本庁舎に参集することができない場合を想定し、災害対策本部の代替施設として中消防署中央分署を候補地としている。 一つの候補地では、非常時優先業務を行うには必ずしも十分ではないため、災害対策本部及び非常時優先業務を行う代替施設の検討について、令和2年度の専門的機関への業務委託の中で検討することとしている。</p>
<p>(4) 電気、水、食料等の確保〔重要6要素〕 食料の確保について、被災者用の備蓄物資とは別に、職員用の水・食料等を職員自身が3日分準備しておくよう、危機管理室から研修等により指導しているが、組織的な確保について検討すること。また、用紙やトナー等の消耗品の確保についても検討すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年5月7日 食料の確保について、職員用の水・食料等を職員自身が3日分準備しておくよう今後もあらゆる機会を通じて、職員へ周知していく。 組織的な備蓄品の確保については、個人の備蓄に公費を支出することとなるため、当面は職員の自助努力で備蓄を行うこととする。 また、各部局の用紙やトナー等の消耗品の状況を確認したところ、被災時に使用する必要最低限の量の確保が図られていた。</p>
<p>(5) 重要な行政データのバックアップ〔重要6要素〕 住民基本情報と保健福祉データは業者によりバックアップされており、共有フォルダのデータは数週間ごとに、県外へバックアップしているとのことである。重要な行政データの対象について確認を行うとともに、バックアップデータの保管場所について、IT推進課と安全性について確認を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和元年9月18日 重要な行政データは、住民基本情報と保健福祉データであることを再度確認した。 また、その保管場所の立地条件は、耐震性に優れていることに加え、自治体による洪水ハザードマップにおいて浸水しない区域であることを確認し、安全性の確認を行った。</p>

<p>(6) 非常時優先業務の整理〔重要6要素〕 業務の整理はされているが、発災後の時間経過にともなう業務ごとの必要人員が把握されていないので、受援の体制が組めない。また、策定後の機構改革等が反映されていない。各部局ごとに業務の再整理と業務ごとの必要人員を適切に算定すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 9月18日 発災後の時間経過にともなう業務ごとの必要人員については、令和2年度の専門的機関への受援計画業務委託の中で受援体制を検討していく。 機構改革等の反映、各部局ごとの業務整理については令和元年度中に、修正を図る。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 3月18日 発災後の時間経過にともなう業務ごとの必要人員については、令和2年度の専門的機関への受援計画業務委託の中で受援体制を検討していく。 また機構改革等の反映、各部局ごとの業務整理については、四日市市業務継続計画（BCP）の一部改訂を令和2年1月に実施し修正を行った。</p>
<p>(7) 対象組織〔手引き〕 市立四日市病院については、独自にBCPを策定しているが、本市BCPの対象組織には含まれていない。しかし、救助・救急・医療の分野では、市立四日市病院の役割が不可欠であり、見直しにあたっては、市立四日市病院との連携について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月28日 本市BCPにおける市立四日市病院との連携についても、令和2年度の専門的機関への業務委託の中で、検討することとしている。</p>
<p>(8) 指揮命令系統の確立〔手引き〕 市長、危機管理室及び各部局間の指揮命令系統について、全体的な体系を図表で示すなどにより、明確で分かりやすいものにする。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月28日 市長、危機管理室及び各部局間の指揮命令系統の全体的な体系表について、令和2年度専門的機関への業務委託の中で、明確でわかりやすい表記にすることとしている。</p>
<p>(9) 必要資源の確保（執務環境）〔手引き〕 ア エレベータ対策 エレベータに市民や職員が閉じ込められることを想定し、管財課と、非常電源の確保の可否、業者への支援依頼方法について確認を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月 7日 エレベータに市民や職員が閉じ込められることを想定し、地震時管制運転装置（地震を感知すると、エレベーターが最寄り階に自動停止するもの）が設置されており、バッテリーで稼働する。 エレベータが停止した後の対応については、委託業者が常時把握しているため、直ちに支援がされる体制が構築されていることを確認した。</p>
<p>イ ロッカー・キャビネット等の転倒対策 壁から離れて設置されている事例が見受けられ、ガラスの飛散防止を含め、監督部局を明確にしておく必要がある。担当課と協議を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月 7日 ロッカー・キャビネット等の転倒対策について、施設管理を担当する管財課と協議を行った結果、安全衛生委員会（事務局：人事課）が「職場チェックリスト」に基づき各職場を巡視し、その中でロッカー・キャビネット等の危険性の確認を行っていることを確認した。</p>
<p>(10) 危機管理に関する諸計画、マニュアルとの関連と整合性 本市BCPと「地域防災計画」や各部局のマニュアルとの関連や整合性を明確に整理すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月28日 令和2年度の専門的機関への業務委託の中で、地域防災計画やマニュアルとの整合性について整理することとしている。</p>
<p>(11) 職員OBの活用について 大規模災害時の非常時優先業務に当たる要員として、職員OBの活用を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 9月 2日 大規模災害時の非常時優先業務の要員については、市職員や他市からの応援職員を想定している。職員OBの活用については、退職後に連絡先を把握し続けることが難しいこと、業務中に事故した場合の補償の問題等課題が多くあり、当面は市職員、他市からの応援職員で対応していく。</p>

<p>(12) 本市BCPのPDCAサイクルに基づく見直し、運用改善について ア 危機管理室が主導し、早急に見直しを行うこと。見直しに当たっては、鳥インフルエンザ対策など自然災害以外の危機についても、各部局から十分に洗い出しを行い、本市BCPの項目に全て含めるか、または、危機対象により危機管理室対応と各管轄部局対応のものに切り分けるかにより、危機対象に漏れのないようにすること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 9月18日 BCPのPDCAサイクルに基づく見直しについては、訓練等を通じて行うこととしている。 鳥インフルエンザ対策など自然災害以外の危機については、「四日市市危機管理指針」の中で整理している。</p> <p>【 措置済 】 令和 2年 3月 18日 今般の新型コロナウイルス感染症対策についても、健康福祉部所管で四日市市健康危機管理対策本部を立ち上げ適切に切り分けを行い対応している。</p>
<p>イ 被災経験のある最新の他市のBCPなどを参考にし、本市独自の項目を加えるなどにより、実際に有用なものを早急に策定すること。 【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年 5月28日 令和2年度の専門的機関への業務委託の中で、被災経験のある他市の教訓、本市独自の項目を加えるなど検討することとしている。</p>
<p>ウ 災害時にBCPが有効に機能するには、非常時優先業務について、各部局の職員が平常時から災害時の各自それぞれの役割を具体的にイメージできることが重要であり、危機管理室が主導して、各部局や各職員の役割の意識付けを十分に図ること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 9月18日 BCPが有効に機能するためには、各部局職員の意識付け向上が重要であり、今後、主管課長などを対象に研修を行い、意識付けの向上に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 3月18日 令和2年1月にBCPの見直しを行った。その中で、各部局において、非常時の優先業務や職員の役割の見直しを行うとともに、意識付けを図った。今後も環境の変化に合わせて新たな対応が求められることから、適時、見直しに合わせて意識付けを図っていく。</p>
<p>エ 本市BCPの見直し及び各部局のマニュアル整備について、スケジュールを立てて見直しに取り組むこと。危機管理室は、各部局や課のマニュアル策定・見直しの状況を把握するとともに、各職員がBCPの重要性を明確に認識できるよう指導すること。また、見直しにあたっては、被害想定をできる限り正確に把握・反映し、真に活用できる内容にすること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 元年 9月18日 今後は、BCPの見直しを定期的に行うとともに、各部局のマニュアル整備状況についてもその把握に努めていく。 BCPの重要性についても研修などの機会をとらえて危機管理室から指導する。 なお、BCPの被害想定については、令和2年度の専門的機関への業務委託の中で反映することとしている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 3月18日 令和2年1月にBCPの見直しを図り、令和2年度は各部局のマニュアルの見直しを図ることにより、真に活用できる内容に変更を行う。</p>